

〔右側面〕

金五百兩明蓮社大僧正顯譽祐天大和尚

金五百兩光壽院殿明譽月清真松大姉

(キリク)

金五拾兩雄蓮社大僧正松譽詮察大和尚

金五兩本山五十七主學譽上人問鑑大和尚

〔左側面〕

増上寺演譽大僧正世話 山内所 〔 〕

右者

享保元 丙丁 兩年之○御寄附  
申酉

(キリク)

仰蓮社信譽上人法察和尚

金三拾兩光安院殿淨屋泰漬大姉 正徳二年○十二月十四日金拾五兩春香院 〔 〕

第三項 増上寺主としての祐天

『増上寺史料集』一を見ていくと、おもしろいことに気付く。それは、祐天の時代には定

書や触書などというものが出されていないということである。祐天が寺務を怠ったのか、できなかつたのか、あるいは出したが書類が残っていないのか状況を計るすべもないが、これまでの伝記をたどつてくると、人を規則で縛ることを良しとしなかつたようにも考えられる。了也の代から見ると、了也は元禄十一年八月二十六日、元禄十二年閏九月九日に定書および触状を、白玄は元禄十三年正月八日および三月に定書と触書、雲臥は元禄十五年十二月十八日に触書、門周は宝永二年二月二十五日、宝永三年二月、宝永四年八月に定書と下知状、そして祐天のあと入院した詮察は正徳五年十月、十二月、享保元年四月、八月などに定書に触書を出している（以上『増上寺史料集』一）。

理由はともかく祐天の名で定書や触書のないことも人柄を反映していると考えたい。

増上寺主として大事なことに伝法が挙げられる。祐天の伝法の記録は、増上寺第四十五世大玄が飯沼弘経寺にて宝永元年冬三脈を譜承している記録（『縁山志』『浄全』十九、五一〇頁）が初出であろう。伝通院時代には宝永二年十一月二十三日祐海に布薩戒ならびに璽書の許可を与えた記録が祐天寺に残っている。もちろんそれ以前にも檀林主として伝法は行っていたであろうが記録として出るのはここからであろう。また、僧伝に祐天より伝法を受けたと記録する僧も多い。今少し『浄全』から拾ってみると、

関通（正徳二年五重）（十八卷、二一七頁）

徳巖（五重相承）（十八卷、四九六頁）

澄禪（正徳二年三脈）（十八卷、六一二頁）

と出ている。

『浄土宗伝法沿革』（越智専門録）に伝法上の祐天の位置付けがなされている。

国師の滅後廓山了了の学随波四代相次いで縁山に住す此の四人皆国師の上足なり

随波は檀通に伝へ檀通は祐天に伝ふ此法系実后感誉上人の正脈正伝にして後世

（潮吞已后）に異なれり 成誉大玄上人は祐天僧正に嗣法せし人なり故に曰愚老

壮年より諸法の明師に参調して直対面調にて得たるあり或は二転三転して伝たる

あり爾るに近代諸師の中に顕誉祐天の伝程能宗意に適合せし伝なし是れ実后感誉

及国師の正伝たる所以なり云云又顕誉示して曰予か伝法は感誉已来の正伝なり汝

弘通の時至らば必ず之に依るべし忘るゝ勿れと

増上寺四十五世大玄の言葉として祐天の伝法の正統性を主張している。

『伝法要偈口決』という写本が大正大学の蔵書として残されている。この本の頭書きには

増上寺三十六世

明蓮社顯譽祐天大僧正愚心大和尚御伝

直弟 光譽雲洞露滴記之

伝法弟子英譽寿山大愚謹書

と書かれている。雲洞とはのちに宝松院を守り享保十七年に遷化した雲洞（『縁山志』『浄全』十九、三一―九頁）と同一人物であり、先の鎌倉大仏の復興にもかかわった祐天随身の僧と考えられる。

末尾には、

小石川伝通院顯譽祐天上人御口決他見可

秘々々

宝永六巳丑四月

光譽雲洞記

山云此切紙得二希有一而発二久秘一顯譽心法了二然

目前一矣

正徳乙未年十一月八日 英譽寿山書

祐天寺開山祐海和尚悲顯誓法燈斷絶而捧

縁山月行事十二人之闡於顯誓御影前則賜

学頭雅山和尚因祐海師為御名代被授与学

頭雅山和尚畢

大巖寺廿六世貫蓮社練譽上人天阿雅山

和尚授与源法寺十世精譽善了畢

宝歴五亥年三月十日同年四月十五日書写之年

とあり、祐天の伝法が断絶するのを憂えた祐海が、当時の増上寺学頭雅山にこの本を授与した書写本であることがわかる。

雅山は『増上寺史料集』（二、五七〇頁）にある宝歴二年正月の定書に学頭として署名しており、年代としてはほぼ合う。

本書が、祐天の口伝を書きとどめたものであるとすれば、その内容からまた伝法上の位置付けが明確になるであろう。内容についてはのちの機会に譲りたいが、書かれているのは口語体で受者に言っただけの「……なされたぞ」という言い回しになっており、祐天の人名がまた伝わってくる伝書である。

伝法上、また祐天研究上価値ある一冊と言わねばならない。